

意見書（案）第7号

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	蛭澤征剛
賛成者	〃	中泉きよし

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法92条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国（外国）の国旗そのほかの国章を損壊し、除去し、または汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、当時は自国の国旗を侮辱目的で損壊する行為が一般化することは想定されていなかったものと考えられる。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊、汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、国旗が法的に位置づけられた以上、その尊重を担保する制度整備が求められる。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、外国国章損壊罪が既に存在する以上、自国国旗のみを処罰対象外とすることは法体系上の均衡を欠くものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明